品目横断的経営安定対策や経	際規律の強化にも対応し、担	ず、知事特認を含めても、多	<b>平戈トし手度の予算</b>	十八年度予算の具体化につ
営面積の規則があります。	い手を明確化した上で経営に	くの農家が切り捨てられます。	雨なこり、ここ	いては、医療・福祉・介護は
北海道で言えば、個人で十	安定を図るものです。	これらの農家をどう守って	編 引 に こ い て	北檜山国保病院を主幹病院と
町以上、十h以上、集落営農	この様な政策転換をどう進	いくのかが重要です。	問	して、新町の医療体制の整備
という形で二十h以上、これ	めていくかですが、当町にお	今までのやり方では、農家	十月二日の町長選挙で、町	に取り組みます。
らを満たさなかったら補助金	いても農業従事者が高齢化に	経営ができなくなります。	長は「従来の町政に縛られる	地域包括支援センターは、
の対象にもならず、農家でな	より減少してきており、認定	この一年間の対策が、非常	のではなく、合併して本当に	十八年度に設置します。
いとみなされます。これでは、	農業者はもとより、兼業農家	に重要になります。町長に再	良かったというような町づく	農業では、引き続き基盤整
零細農家や高齢農家は締め出	及び高齢化など多様な構成か	度答弁を求めます。	りを目指して頑張りたい」と	備を計画的に実施し、経営安
されます。	らなる集落営農組織を担い手		言っていましたし、又、町民	定対策については、農業者と
農政転換まで一年、この対	の中心としていかなくては、		の皆さんには、選挙ハガキで	協議をしながら対応を図りま
応をどう進めていくのかお伺	地域農業の崩壊にもつながる	答・町長	<sup>*</sup> みんなの力で明日の一歩*と	す。
いします。	と考えています。	認定農業者で十h以上の農	いう見出しで六つの政策を示	漁業では、育てる漁業を念
	今回の施策の対象となる育	業者は問題ありませんが、十	し、約束しました。	頭に、前浜の資源の確保と適
哥を内こ	成確保について、将来的に効	h以下の農業者は、知事特認	この六つの政策を来年度予	切な対策を講じます。
安三百合ら主色	率的で安定した経営を行うこ	で含めるか地域営農集落をし	算に取り組むことは、大変だ	商業では、TMOの構想に
写気経営を推進	とができるよう推進してまい	て救うかの二つの選択肢しか	と思いますが、せめて最低何	ついて商工会と協議し、町づ
答・町長	ります。	ありません。	かをきちんと組み込んで、町	くりの推進を図りたい。
新たな食料、農業、農村基		農業はこれ以外にまだ生き	民にこたえる予算編成をすべ	建設関係では、地元の工事
本計画の重要施策の一つとし		る道はあると思っており、八	きだと考えますが、町長のお	は地元の業者に発注する機会
て、価格政策から一転して、	問・再質問	方ふさがりではないと考えて	考えを伺います。	を与えるということで、指名
所得政策への転換を図るもの	農業政策が変わるまで、一	います。		業者の選択について改善を図
です。	年しかありません。	農業振興は、農業委員会並	子育て支援センター	りたい。
これまでの全農家を対象と	今までの対策でも駄目で	びにJA、生産者と鋭意協議	二、「ここ」とれていていた。	教育では、大成高校募集停
し、品目ごとの価格に着目し	あって、この一年間で積極的	をさせていただき、せたな町	十戸年度に設置	止に伴う対策、教育予算の確
てきた対策を担い手に絞り、	に色んな階層を含めた協議会	の新たな農業に対応できる道	答・町長	保など、全体的な施策を実施
経営全体に着目した対策に転	をつくるべきだと思います。	筋を立て、十八年度に基礎を	私は、今回の選挙において	しながら成果を上げる中で、
換する事により、わが国の農	地域集落営農の関係でも、	作り十九年度実施に十分対応	六つの約束をし、本定例会の	若い人方が出て行く町から、
家の構造改革を加速化させる	五年後には法人化し、経理の	していきたいと考えています。	初日の執行方針の中で明らか	帰ってくる町になる状況を作
とともに、WTOにおける国	全部を一元化しなければなら		にしています。	り上げたいと考えています。

	合併特例区について	いて	置をご高察いただき、瀬棚区	③設置期間については、今後
全般的な政策は、執行方針			及び大成区の区長及び一般職	の推移を見きわめ、合併特例
の中に書かれています。		<b>京</b> 長 日	人事については、旧町の町長	区協議会の意見を尊重しなが
子育て支援についても、も		· 官。 勇 、 幸 、 請 貞	の意見をお聞きくださるよう	ら対処したいと思います。
うすでに、次世代子育て支援			に」、ということでした。	
の政策ができて、町民にも発	問		このたびの区長選任にあた	
表されています。	①地域バランスのとれたまち		り、公平、誠実、融和、力強	問・再質問
私は、十八年度の予算の中	づくりを目指すうえで、合併	地域の意見交換の場	さ、安定感を考え、地域や合	②区長の任命について、「合
に、例えば、具体的に教育問	特例区をどのように評価して		併の経過を熟知している経験	併前の町長会議において職員
題では、三十人学級を実現す	いるのか伺います。	答・町長	豊富な旧町の助役にお願いし、	の定数内から当てることを決
るような形で、予算編成の中	②十月二十七日町長に提出さ	①住民の地域単位は、旧町で	執行体制に万全を期しました。	め、文書でも新町長に引き継
に一つでも二つでも具体的な	れた旧三町長の合併協定書な	ある合併特例区がもっとも大	その後、十月二十七日に合	いだ」と報道されていますが、
新しい取り組みがあるのか、	どの遵守要請書の中で、失職	きな単位となり、区域内の住	併協定書の遵守要請をうけ、	これには三つの問題点があり
再度答弁を求めます。	した特別職二氏を区長に任命	民に身近なサービス、旧町で	「区長人事は、一般職からの	ます。第一点は、合併前の町
	し、年間二千万円以上の人件	培ったイベント事業、施設の	登用をお願いしたが、取り上	長会議は法的根拠のないもの
	費増となったと指摘している	管理等を住民に担ってもらえ	げていただけなかった」との	であり、そこでの決め事を文
答・町長	ことが報道され、町民も関心	る町づくりの展開が図られる	ことでした。しかし、内申書	書で引き継いだとしても新町
子育て支援センターを十八	を寄せております。指摘に対	ものと思います。さらに、合	では、区長として特別職一名、	長は全く拘束されません。第
年度から設置してまいります。	する町長の見解を求めます。	併特例区協議会は地域の意見	一般職一名という内容であり、	二点は、区長人事は、助役人
	③合併特例区の設置期間につ	反映の場であり、地域の活性	新聞報道で「二千万円の無駄	事と違い議会の同意を必要と
	いて、合併協定書では平成二	化につながるものと期待して	遣い」というのであれば、一	しない、町長の専権事項です。
	十二年三月三十一日までとす	います。	千万円ということになると思	第三に、万一引き継ぎ文書の
	るとしています。設置期間に	②町長選挙翌日の十月三日、	います。	中に職員名まで明記されてい
	ついて町長の考え方を伺いま	町長職務執行者の平田泰雄氏	新しい町づくりをするにあ	たとすれば、新町長の人事権
<i>₽</i> \	す。	から内申書が手渡され、区長	たり、町民のため最大限努力	に対する干渉、介入のそしり
		人事に対する要請がありまし	できる執行体制を整えたこと	を免れません。熟慮の末の区
		た。「人事権は、町長の裁量	について、無駄遣いをしたと	長人事であるならば、毅然た
		権に属することは承知してい	いう意識には立っていません。	る態度をとるべきです。
		るが、これまでの町長会議の	新聞報道については遺憾に	と はいえ、報道に町民は関
15		意見交換及び合併時の人事配	思っています。	心を寄せており、町長には説

明責任があります。「無駄と	行体制でできるとするならば、	後世に	後世に負担をかけない	をか	けな	()	に歯止めをかけ、後世に大き	合併前に地域全体に交付され
弁ですが、二名とも定数内の	は当らないと考えています。	財政運	<b>政運営</b>				いよう財政運営に努めます。	が普通です。しかし、合併後
		答・町	町 長				③④平成十六年までの一般会	十年間は合併しなかった場合
二千万円であり、二年で四千		1)					計の起債の償還だけでも、新	の交付額を計算しなおし、そ
万円です。新町の台所事情か	財政計画について				<u> </u>	<b>円</b>	年度予算全体の二割を占める	れを下回らないように特例措
ら見て、いかがでしょうか。			0千	0千	8千日	8千	ことが想定され、新町の財政	置を設けています。その後五
	問				5,388	),813	は憂慮すべき状態にあります。	年間で特例配分が段階的に減
	①八月末現在の、旧町ごとの	債			,085	,699	交付税の合併算定がえ期間で	らされ、合併から十六年目に
答・町長	人口及び全会計の借金総額を				6	20	ある十六年間の財政計画の必	交付税の大幅削減に直面しま
②十月二日の町長選挙で当選	伺います。						要性についても、同様の認識	す。したがって、少なくとも
し、特別職の人事を考えるこ	②合併特例債の活用について、						でおります。	合併後十六年間の財政計画が
とになった段階では、大成町	町長の基本方針を伺います。				3人	3人	今後策定する行政改革大綱	必要です。また、二十一億円
の職員、瀬棚町の職員につい	③新町建設計画における財政		8 2	28	1 3	2 3	の中で、せたな町集中改革プ	の基金造成が財政計画に盛り
て、性格や能力、町民の信頼	計画は、平成二十六年度まで				2,7	1,0	ラン、定員適正化計画など一	込まれておりますが、特例債
度については、全く知らない	の十年間に限られております。	У			2	1 1	連の計画を整備し、総合的な	を見込んだものです。借金で
状況でした。そんな折に内申	交付税の特例措置は合併後十						行政経費削減に努めてまいり	基金を造成する計画は無理が
書を受け取りましたが、納得	年間であり、その後五年間で	_	区	区	X		ます。	あり、見直すべきです。
のいかない人事はできなかっ	特例分が段階的に削減され、	_	1			計		④町長の行政経費削減に関す
たというのが正直な気持ちで	合併後十六年目で完全になく	_	Ц 	成	掤			る秘策や各課各係のアイデア
す。	なります。したがって、すく	<u> </u>	檜		,			も含めた総合的な計画を、期
したがって、前町長の右腕	なくとも合併後十六年間の財	<u> </u>			ĺ	合	問・再質問	限を切って示してください。
として立派に働いており、区	政計画が必要だと考えますが		11	大	潮		②③地方交付税は、どの自治	
の状況も、合併協議の状況も	いかがでしょうか。	②まちづくりに必要な事業に	うくり	に必要	安な事	業 に	体でも一定水準の行政サービ	
熟知している前助役に、区長	④町長車と町長公宅の廃止の	ついては、		併特例	合併特例債を活用	活用	スを保証できるように国が交	答・町長
をお願いしました。	ほかに、総合的な行政経費削	しながら実施します。	ら実施	します		しかし、	付しています。一般的に小さ	②③、交付税について、財政
二千万円、一千万円という	減計画を立案することを求め	事業を進めるにあたっては、	進める	にあ	たって	は、	な自治体には多めに計算され	計画では平成十七年では五十
議論になりましたが、これは、	ます。	国の財政	財政改革等による動向を	等にト	6 る 動	向を	ますが、合併で自治体が大き	八億六千万円ですが、合併十
この町が立派に安定して、町		見きわめ、		底した	徹底した歳出削減	削減	くなるほど必要経費は少なめ	年目の平成二十六年では、四
民のための町政運営がこの執		に取り知	り組み、	町債産	町債残高の増加	増 加	に見積もられ、交付税総額は、	十一億六千万円と減らして計

合・町長	を切って示してください。	含めた総合的な計画を、期	秘策や各課各係のアイデア	町長の行政経費削減に関す	り、見直すべきです。	金を造成する計画は無理が	見込んだものです。借金で	まれておりますが、特例債	基金造成が財政計画に盛り	要です。また、二十一億円	併後十六年間の財政計画が	したがって、少なくとも	付税の大幅削減に直面しま	され、合併から十六年目に	間で特例配分が段階的に減	を設けています。その後五	を下回らないように特例措	交付額を計算しなおし、そ	年間は合併しなかった場合	普通です。しかし、合併後	いた額よりも大幅に減るの	併前に地域全体に交付され
------	--------------	--------------	--------------	--------------	------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

画しています。しっかりとした合併後十六年間の財政計画を、しっかりと作が入っていることも事実ですが入っていることも事実ですが入っていることも事実ですが入っていることも事実ですがした。行政改革大綱の中の集	であり売するためこ、協定内であり売するためこ、協定内会保協定書ではいくつものは、合併協定書ではいくつものの課題となっています。合併新町建設計画の仕上げも今後新町建設計画の仕上げも今後のました新町が末永く自立した町	した した した もの で あ 町 建 設 計 画 も 協 定 書 と 同 で あ 町 建 設 計 画 も 協 定 書 と 同 し て い ま す 。 で あ い と 考 え て い ま す 。 と は な い と 考 え て い ま す 。 と は 志 い た 計 画 も 協 定 書 と 同 し て や 成 、 春 た に あ り 、 基 本 法 令 で 、 よ や に 志 う に 法 令 に あ り 、 基 本 法 令 で あ い こ す 。 で あ り 、 基 本 法 令 で あ た い ま す 。 で 、 た う に 法 令 に 志 う に 法 令 に 志 う に た う に 志 う に 志 う に 志 う に 、 志 う に 、 ち に 、 う た 、 し て い た ま 一 で の 、 し て に 本 法 令 で 、 た う た 、 た う た 、 た う た 、 た う た 、 た う た 、 た う た 、 し て い た ま 一 た の 、 、 基 本 法 令 で 、 た ち で の で 、 た う た 、 た か た 、 た の で の で あ り 、 、 ま 本 法 令 で で の で の で う た う た た う で の で の で ろ で の で ろ で ろ で ん て で で の で う て で の で ろ た て の て う て う て う で で た た ろ で で た た つ で ろ で の て ち つ て ら て う て う で う て う て う て う て ち っ で ろ て う つ て ろ て ろ て ろ て ろ て ろ て う て ろ て ろ て う て ろ て ろ て ろ て う て う て う つ て ろ て ろ て ろ て ひ こ う つ て ろ て つ て ろ つ て ろ こ つ て ろ つ て ろ こ ろ つ て ろ て こ ろ つ て ろ つ て ろ つ て ろ つ て う ろ つ て う つ て ろ つ て ろ つ て ろ つ て ろ つ て う つ こ ろ つ こ つ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ つ つ こ ろ つ て つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ つ つ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ こ つ つ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ こ つ こ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ つ こ こ つ こ つ こ つ こ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ こ つ こ つ つ こ つ こ つ つ こ つ つ こ こ つ こ つ つ こ つ つ こ つ つ つ こ つ つ こ つ つ こ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ つ	基本法令だとして金科玉条、 それをどのようこ里 でいます。諸手続きは必要です たいえば、そうではないと考 が、情勢の発展によって改定 することは可能なものと理解 しています。	ま本法令とは言わないと認識 基本法令とは言わないと認識 しています。 しています。 については、町民の理解が得 られる形で協議したいと考え ております。いろいろな形で ております。いろいろな形で
し丁長公月亘、公三〇番上こいます。	義ない!!女が - 本 いらつこと容と新町建設計画について、であり続けるために、協定内	りょくようとこきよ、義宗こわたるもので、今後実態に合おおむね十年という長期間に	↑。理事をごけで言い 6 ~ ℃、めるのかという手順が大事でますが、それをどのように埋	○目台本と手扁下 5 十回で 5 ③確かに合併新法ではかなり したいと考えます。
だきます。加えて課長会議のいうことを早速やらせていた	と考えますが、見解を伺いま実・発展させることが必要だ課会と行政カー体となって充	たいと思います。 は議の上、変更について諮り れたくたったときに「諱会と	をつくっていただきたいと思議会にも調査・審議する機会す。理事者たけて走らたいて	方針と伺っています。り、北海道も積極的に進めるの自治体を再編する言画であ
をいていざさかいにあっておりての部分について経費の削減中では、例外を認めず、すべ	ਰੂ	義ノ、実見こ可けて努力すべ議会と行政が一体となって協合併協定書と新町計画は、	クートさせ、宣う自合本見莫③国はすでに合併新法をスいます。	まがよいつけではよいに思つのような話が持ち上がる可能我々としては、今後再合併
す。大きなところで一気に削げればかなりの金額になりまます。小さな金額でも積み上	答・町長一体となって協議	七百二十五件、今後調整すべでは、調整済みの事務事業はきと思います。先送りの関係議し、実現に向けて努力すべ	そ、十五年先、二十年先を見想です。合併した今の時期こを合併で三万人以上にする構	て、町民のための町政ができ町せたな町がしっかり自立しており、今回合併した新しい
経常経費、人件費、諸経費を減する状況ではありませんが、	①合併協定書は、法定協議会	き事業数百九十四件となって	事であり、末永く自立したま通した新町の基礎づくりが大	努力をしたいと考えます。るように粉骨砕身、精一杯の
と考えています。 谷費の削減を図っていきたい	事項、合併特例法に基づく協ておかなければならない基本載したもので、合併時に定め	問・再質問	計画を提示してください。とが必要です。そのための諸ちであり続けるようにするこ	もに、早い時期に議会に提示いては、作成中の諸計画とと
と考えています。 合併協定書と新町建	<b>事項</b> 合併特例法に基づく協	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	17 🖬	リ 尽
問	調った際、法定合併協議会委	協定であり計画です。しかし、	画は、法令に基づいてつくら	